

前橋市小規模修繕工事契約希望者登録事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、前橋市が発注する小規模修繕工事の契約希望者の登録事務の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「小規模修繕工事」とは、別表第1の工事等の内容例の欄に掲げる修繕及び工事その他これらに類するもののうち、1件の設計金額が80万円以下で、かつ、その内容及び履行の確保が容易と認められるものをいう。

(工事種別)

第3条 小規模修繕工事は、別表第1に掲げる工事種別に区分するものとする。

(小規模修繕工事の受注者)

第4条 小規模修繕工事の受注者は、原則として、本市の建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者のほか、この要領の定めるところにより、小規模修繕工事の契約希望者の登録(以下「登録」という。)を受けている者(以下「登録者」という。)に限るものとする。

(登録の要件等)

第5条 登録は、次の各号のいずれの要件も満たす者について行うものとする。

- (1) 法人又は有限責任事業組合(以下「LLP」という。)の場合にあつては登記簿上の本店を、個人事業者(他の者に雇用されている者を除く。)の場合にあつては住所及び主たる事業所を、本市の区域内に有していること。
- (2) 本市の建設工事競争入札参加資格の認定を受けていないこと。
- (3) 市税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (4) 小規模修繕工事の履行に当たり法令等の定めにより必要となる許可、免許又は登録を受けていること。
- (5) 前橋市暴力団排除条例(平成23年前橋市条例第38号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。
- (6) LLPの場合にあつてはすべての組合員について、第1号から前号までのいずれの要件も満たし、かつ、第7条に規定する登録を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人又は破産者で復権を得ない者については、登録を行うことができない。

(登録の申請)

第6条 登録の申請は、前橋市電子申請システムを使用し、別表第2に掲げる書類及び登録を希望する工事の履行に当たり法令等の定めにより必要となる許可、免許等を添付することにより行うものとする。ただし、その他市長が必要であると認める場合はこの限りではない。

2 登録の申請の時期は、次のとおりとする。

(1) 定期申請

2年ごとの1月1日から3月31日までの間で指定した日

(2) 随時申請

随時。ただし、定期申請に係る登録の有効期間が終了する年度の1月1日から3月31日までの間を除く。

(登録)

第7条 前条の規定により登録の申請があったときは、申請者が登録を希望する工事種別ごとに第5条に掲げる事項について審査を行い、適当と認められる者に対しては、小規模修繕工事契約希望者名簿に登録するものとする。なお、この場合において、登録を受けることができる工事種別は、3種別を限度とする。

2 前項の規定により登録を受けた申請者の情報については、一般に公開するものとする。

(登録の有効期間)

第8条 登録の有効期間は、次のとおりとする。

(1) 定期申請の登録 当該申請を受け付けた年の4月1日から2年間

(2) 随時申請の登録 前条第1項の規定により登録を行った日から定期申請の登録の有効期間の終了日まで

(登録事項の変更等)

第9条 登録者は、登録を受けた事項に変更があったときは、速やかに前橋市電子申請システムを使用して届出を行うものとする。

2 前項の規定により届出があったときは、変更内容に基づき、第7条第1項に規定する審査を再度行うものとする。

(登録の取消し)

第10条 登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者の登録を取り消すことができる。

(1) 第5条に規定する要件を満たさなくなったとき。

(2) 倒産したとき。

(3) 契約に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他の関係法令に違反する等の不正又は不誠実な行為があったとき。

(4) 申請又は添付書類の記載事項を偽って記載したとき。

(発注業者の選定)

第11条 登録者に対し小規模修繕工事を発注する場合における発注業者の選定は、前橋市建設工事業業者選定要領(平成6年3月29日伺定め)に準じて行うものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。

2 平成17・18年度の登録に係るこの要領の規定の適用については、第6条第2項第1号中「1月1日から3月31日まで」とあるのは、「4月1日から同月30日まで」とし、第8条第1号中「4月1日から2年間」とあるのは、「5月1日から平成19年3月31日まで」とする。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。ただし、第7条第2項の規定は、同年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年1月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年1月4日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月1日から施行する。

附 則

1 この要領は、令和7年1月1日から施行する。

2 この要領の施行前に登録申請した者に係る登録事項の変更等の届出については、なお従前の例による。